

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害における住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされている。この実施要領は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、熊本県内（熊本市を除く）の10市町（別紙1参照）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊、又は半壊若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

（2）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

（1）住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、

緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。（工事例及び基本的考え方は別紙2参照）

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のために支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けた世帯 | 739,000円以内 |
| ② 半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 | 358,000円以内 |

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町は、被災者に対する住宅相談窓口を設置し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは（別紙3図1）のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）別紙4に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

(単に、「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。)

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

6 関係様式

- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・資力に関する申出書（様式第2号）
- ・修理見積書（様式第3号）
- ・応急修理依頼書（様式第4号）
- ・応急修理実施連絡書（様式第5号）
- ・請書（様式第6号）
- ・工事完了報告書（様式第7号）

（附則）

この要領は、令和7年（2025年）8月20日から施行し、令和7年（2025年）8月10日から適用する。

別紙 1

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、
甲佐町、氷川町

(以上令和 7 年 8 月 10 日適用)

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施

(参考)

住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施	×	○
④ 災証明書の発行	×	○
⑤ 修理業者への業務内容説明	○	○
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 (障害物の除去等と同一の相談窓口でも可)	○	○
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成	○	×
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査 (被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）) (被災者への十分な説明)	×	○
⑨ 修理見積書の確認	×	○
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徵収	×	○
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明	×	○
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施	×	○
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認	×	○
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い	×	○

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む。）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 今回の災害における被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

（例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）

○壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）

○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）

×古くなった壁紙の貼り替え

×古くなった屋根葺き材の取り替え

- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合は対象となる。

- ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
(例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修(災害に起因しない修理は対象外)
- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納(床下収納含む)、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外(水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。)
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

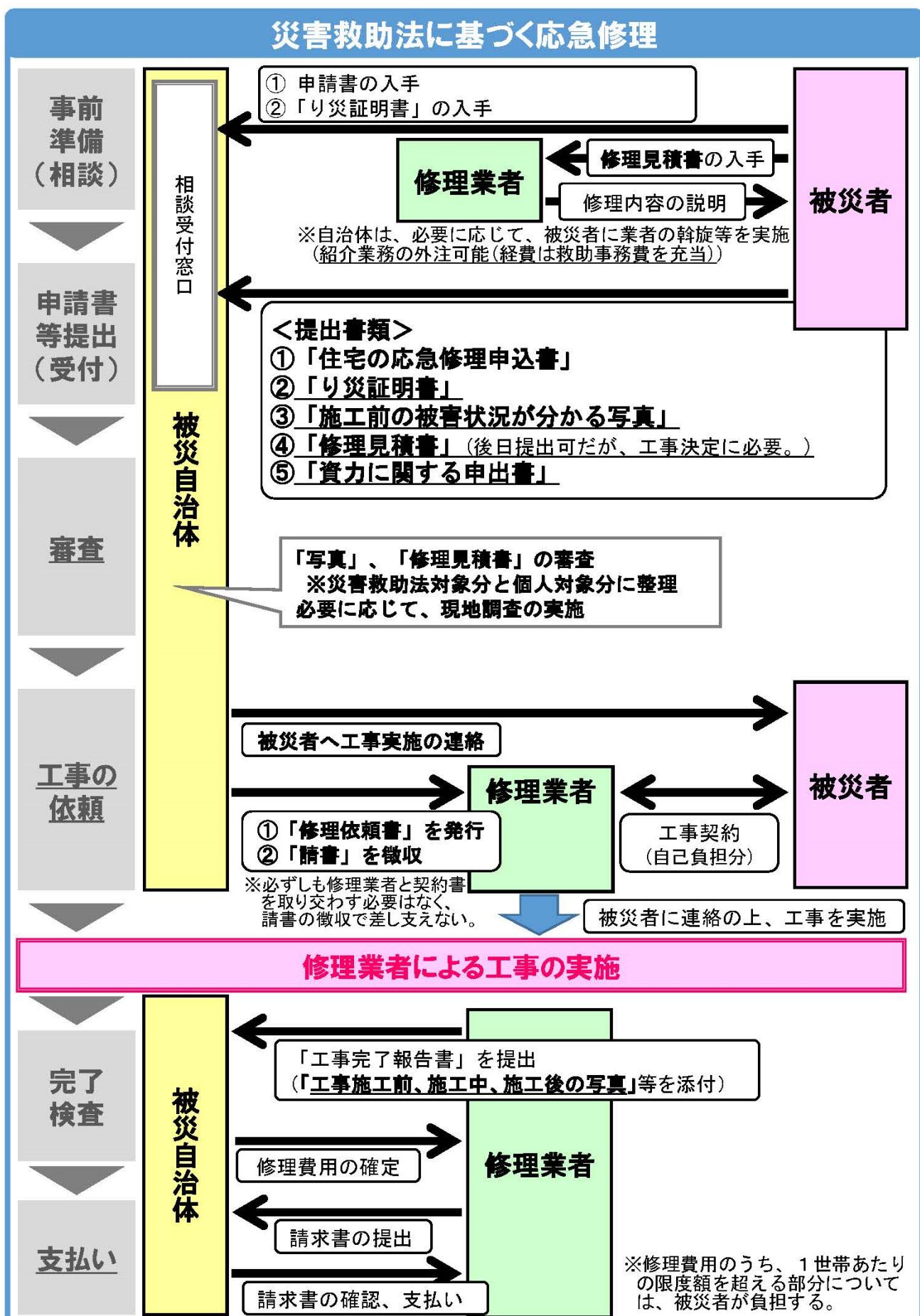
3. 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか(施工したか)を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明(例:会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。)

なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とはみなさないで、留意すること。)

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



様式第1号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____ (自宅・携帯・勤務先・その他)

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)

【氏名】 _____

1 被災日時 令和〇年〇〇月〇〇日

2 災害名 (令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害)

3 住宅の被害の程度 全壊、大規模半壊、中規模半壊、
半壊、準半壊

〇市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“〇”を付けてください。

〇中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」(様式第2号)も併せて提出してください。

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に〇をつけてください。)

- | | |
|------|------------------|
| ・ 屋根 | ・ サッシ |
| ・ 柱 | ・ 上下水道の配管 |
| ・ 床 | ・ ガスの配管 |
| ・ 外壁 | ・ 給排気設備の配管 |
| ・ 基礎 | ・ 電気・電話線・テレビ線の配線 |
| ・ 梁 | ・ トイレ |
| ・ ドア | ・ 浴室 |
| ・ 窓 | ・ その他 () |

受付欄

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

○ ○ 市(町)長 あて

住所

氏名

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・
炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）+床の下地板+表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり+下地材+表面材（壁紙など）
② 柱・はり+仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり+竹組下地+塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

様式第2号

資力に関する申出書

○○市（町）長様

私、_____は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害のため、住家が中規模半壊、半壊、準半壊しております。住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきたいと存じます。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

※受付後は最後に綴ってください。

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

- 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。
- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていますか？）
 - り災証明書（写し）
 - 修理前の被害状況が分かる写真
 - 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
 - 資力に関する申出書
→ 借家の場合 貸主の理由記入・署名・押印がありますか？
 - 住宅の被害状況に関する申出書

【対象者要件】

- 「被害の区分」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）

- 全壊 大規模半壊 中規模半壊
- 半壊 準半壊

- 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はありますか？

- 利用しない 申請している

【修理見積書依頼状況】

- 依頼済 · · · · · 分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）



修理業者名 :

修理業者への応急修理の説明 : 未 済

（修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了 : 済 、工事中 : 頃に着工、 未定

受付担当者

様式第3号修理見積書は別途エクセルをご参照

様式第4号

令和 年 月 日

応急修理依頼書

修理業者名 様

○○市(町)長

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに工事写真(修理前、修理中、修理後の工事写真)と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円(応急修理分)

(添付書類)

修理見積書(写)

様式第5号

令和 年 月 日

応急修理実施連絡書

申込者名 様

〇〇市(町)長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 円 (応急修理分)

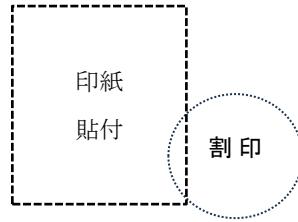
5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

(添付書類)

応急修理依頼書(写)、修理見積書(写)

請書



- 1 件名: ○○○○○邸 応急修理業務
- 2 履行場所: ○○市△△△ □—○—△
- 3 履行期間: 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額: 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証: 免除
- 6 請求条件: 市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法: 完了後払
- 8 申込書受付番号: 令和 年 月 日 第 号

○○市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

○○○○市長 ○○○○ 様

受注者: 住所

氏名

印

令和 年 月 日

工事完了報告書

○○市(町)長様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書(写)
- ・修理写真(修理前、修理中、修理後)報告書

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	
	▼	▼

《

邸 応急修理状況報告》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の説明		
修理前写真		
		
修理中写真		
		
修理後写真		
		

《

邸 応急修理状況報告》

(3 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の説明		
修理前写真		
		
修理中写真		
		
修理後写真		
		

適宜、ページは増やしてください。

令和7年〇〇月〇〇日

受付番号	○○○第 号
申込者	

「被災した住宅の応急修理」証拠写真代替資料

○○県知事又は○○市区町村長 殿

施工業者名	○○○工務店
代表者	代表取締役 ○○ ○○
電話	***-****-****
メール	*****@****.co.jp

(被災者氏名)邸の修理に際し、証拠である写真を撮り忘れたことから、施工前、施工中の証拠写真の代替として、下記のとおり「救助の必要性」「内容の妥当性」を証するため下記資料を提出し、これを証明します。

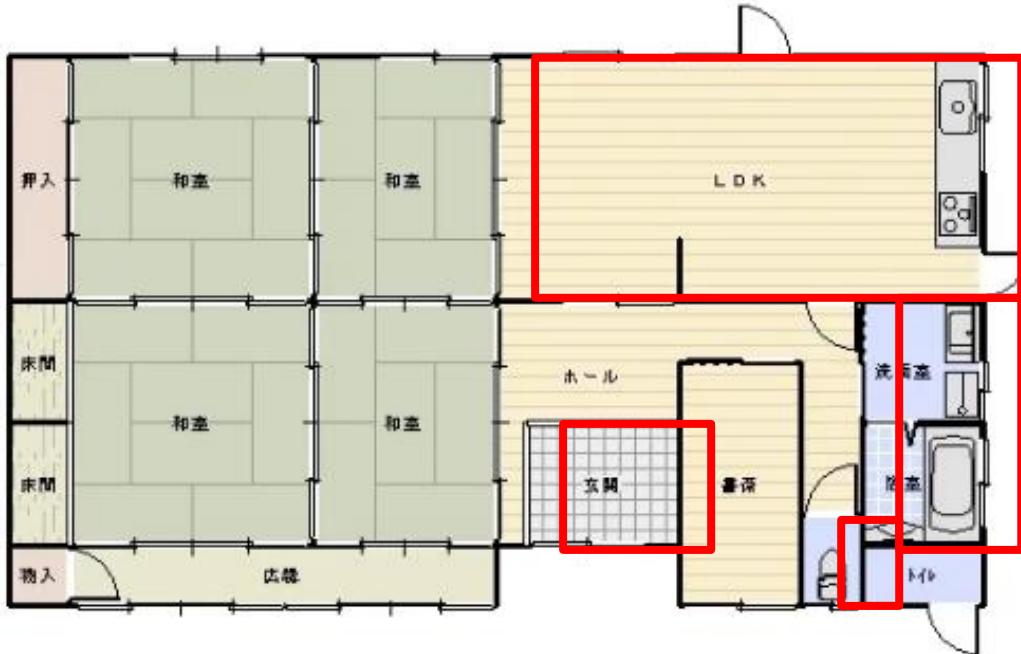
※ 施工後の写真は現時点においても撮影は可能であるため、写真がないということは認めない。被災者の了解を取り、必ず写真撮影を行うこと。

記

【施工前の被災状況】

○○ ○○邸図面（1階）

※損傷箇所が判るようにすること（破損箇所は赤枠で示す）



○○ ○○邸図面（2階）

※損傷箇所が判るようにすること

○修理箇所（応急修理として申請する箇所）

1

L D K (16帖相当)	(破損状況説明) 床上浸水により、根太が腐食、床・壁の断熱材が吸水し脱落。フローリング下地板の腐食、床板に反り、壁板の腐食、カビの発生 交換する必要がある。
(破損材料) ・根太：〇〇箇所が腐食 ・断熱材（床）：吸水により脱落 ・床下地材：腐食により交換 ・フローリング材：反りにより交換 ・壁板：腐食・カビにより交換 ・断熱材（壁）：吸水による脱落 ・巾木：カビの発生	(交換材料) ・根太：ヒノキ材で交換 ・断熱材（床）：グラスウールに交換 ・床下地材：木下地〇mmで敷込 ・フローリング材：ヒノキ無垢材で対応 ・壁板：ヒノキ材で補修 ・断熱材（壁）：グラスウールに交換 ・巾木：ヒノキ材に交換

2

玄関 (収納は対象外)	(破損状況説明) 玄関タイルの割れ、モルタルの亀裂、巾木・見切りの損傷、玄関ドア破損交換
(破損材料) 玄関タイル：破損 モルタル：亀裂 巾木・見切り：破損 玄関ドア：破損 (メーカー、品番)	(交換材料) 玄関タイルの交換 モルタル亀裂：コーティング材充填 巾木・見切り：ヒノキ材で補修 玄関ドア：同等品に交換 (メーカー、品番)

3

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)

4

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)

5

(修理箇所名)	(破損状況説明)
(破損材料)	(交換材料)